

東京都消費者行政推進交付金交付要綱

26生消企第499号

平成27年4月1日

改正 平成30年4月2日

改正 平成30年12月20日

(目的)

第1 この要綱は、地方消費者行政推進事業実施要領（平成27年2月6日付消教地第52号。以下「実施要領」という。）第6（1）に基づき、区市町村が実施する消費者行政推進のための事業に要する経費の全部又は一部につき、東京都消費者行政推進交付金（以下「交付金」という。）を交付するために必要な事項を定め、もって消費者の安全で安心な消費生活の実現に資することを目的とする。

(交付対象事業)

第2 交付金の交付の対象とする事業（以下「交付対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 実施要領第3（1）に基づいて区市町村長が実施する推進事業
- (2) 実施要領第3（2）に基づいて区市町村長が実施する先駆的事業（以下「先駆的事業」という。）。ただし、先駆的事業は、実施要領別添1「交付金を活用して行われる消費者行政推進事業について」6. 地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業として実施し、地方消費者行政推進交付金（一般会計）交付要綱（平成27年2月6日付消教地第52号。以下「国交付要綱」という。）第2に基づき消費者庁長官が定めるテーマ（以下「先駆的テーマ」という。）に合致した事業とする。

(交付対象経費)

第3 交付金の区分、対象経費及び交付率は国交付要綱別表のとおりとする。

2 1の規定にかかわらず、先駆的事業については実施要領第3（2）の規定によるものとする。

(交付額の算定方法)

第4 交付金の交付額は、実施要領第3（1）に基づいて算定する。ただし、予算及び実施要領第2（1）③アで定める事業計画（以下「市町村事業計画」という。）の範囲内で交付するものとする。

2 1の規定にかかわらず、先駆的事業を対象とする交付金（以下「先駆的交付金」という。）の交付額は、実施要領第3（2）に基づいて算定する。ただし、事業ごとの上限額は、先駆的テーマごとの上限額を超えないものとし、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付額の上限の提示)

第5 東京都知事（以下「知事」という。）は、毎年度、区市町村ごとに交付額の上限を提示するものとする。

2 1の規定にかかわらず、知事は、区市町村が実施する先駆的事業を対象とする先駆的交付金の交付額の上限を、予算及び実施要領第3（2）に基づき消費者庁長官から承認される事業ごとの交付決定額に応じて、区市町村ごとに提示する。

(交付申請)

第6 交付金の交付を受けようとする区市町村長は、交付金交付申請書（別記第1号様式）に、実施要領第2（1）②アで定める市町村推進プログラム、同③アで定める市町村事業計画、その他関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出するものとする。

2 先駆的交付金の交付を受けようとする区市町村長は、1に定める書類のほか、実施要領第3（2）①で定める事業計画書、その他関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出するものとする。

3 前2項の交付金の交付の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(変更交付申請)

第7 区市町村長は、交付金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合は、第6に定める申請手続に準じて行うものとする。

(交付決定)

第8 知事は、交付申請のあった事業について、交付金を交付することが適当であると認めたときは、第12の条件を付して交付金の交付を決定し、交付金交付決定通知書（別記第2号様式）により区市町村長に通知する。

(申請の撤回)

第9 区市町村長は、第8の交付決定の内容又はこれに付した条件に異議のあるときは、交付金交付決定の通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に、申請の撤回をすることができる。

(交付方法)

第10 この交付金の交付は、概算払の方法により行う。

(精算)

第11 第10の規定により交付金の概算払を受けた区市町村長は、別に定める期日までに知事に精算書を提出しなければならない。

(交付条件)

第12 知事は、交付金の交付に当たっては、次の条件を付す。

(1) 事情変更による決定の取消し等

交付金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、交付対象事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(2) 交付対象事業に係る契約

交付対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般的競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般的競争に付する事が困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(3) 承認事項

区市町村長は、交付対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止・廃止承認申請書（別記第3号様式）により、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

また、交付対象事業に要する経費の配分及び内容の変更（軽微な変更を除く。）を行う場合には、市町村事業計画を修正した上で、変更承認申請書（別記第4号様式）により、知事の承認を受けなければならない。

(4) 交付金の経理

交付金に係る経理と他の経理は区別しなければならない。

(5) 調書の作成等

区市町村長は、交付対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを交付対象事業の完了した日の属する年度終了後5年間保管しておかなければならない。

(6) 取得財産の処分の禁止等

交付対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに交付対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、この交付対象事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃止してはならない。ただし、取得財産の処分に係る承認申請書（別記第5号様式）により、知事の承認を受けた場合はこの限りでない。

(7) 取得財産の処分に係る収入の取扱い

（6）の規定により、知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を東京都に納付させることがある。

(8) 善管注意義務等

交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、交付対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(9) 再請負の禁止

交付対象事業を遂行するために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(10) 事故報告

区市町村長は、交付対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付対象事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由及び遂行の見通し、その他必要な事項を書面により知事に報告しなければならない。

(11) 交付対象事業等の遂行命令

(10)、(12) 及び (13) による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、交付対象事業が交付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、知事は、区市町村長に対しこれらに従って当該交付対象事業を遂行すべきことを命じることがある。

(12) 実施状況報告

区市町村長は、毎年度交付対象事業に係る決算終了後並びに交付対象事業の遂行及び支出状況について知事の要求があったときは、別に定める様式により交付対象事業の実施状況を知事に報告しなければならない。

(13) 実績報告

ア 区市町村長は、交付対象事業が完了したとき又は交付金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、実績報告書（別記第6号様式）に関係書類を添付して別に定める期日までに知事に実績を報告しなければならない。

イ 第6 3ただし書の規定により交付の申請をした区市町村長は、実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

(14) 交付金の額の確定

(13) に規定する実績報告の審査、必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る交付対象事業の成果が交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、知事は、交付すべき交付金の額を確定し、交付金確定通知書（別記第7号様式）により、区市町村長に通知する。

(15) 交付金の請求

区市町村長は、第8の交付金交付決定通知書を受けた後、交付金交付請求書（別記第8号様式）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(16) 是正のための措置

ア (14) の規定による調査の結果、交付対象事業の成果が交付金の交付の決

定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、知事は、当該交付対象事業につき、これに適合させるための処置をとるべきことを命ずることがある。

イ (13) の規定は、アの命令により区市町村長が必要な処置をした場合について準用する。

(17) 決定の取消し

ア 区市町村長から (3) の規定による交付対象事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当した場合は、知事は、交付金の交付の決定の全部又は一部を、交付金交付決定取消通知書(別記第9号様式)により取り消すことができる。

(ア) 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けたとき。

(イ) 交付金を他の用途に使用したとき。

(ウ) 交付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。

(エ) 交付対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(オ) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

イ アの規定は、(14)により交付すべき交付金の額を確定した後においても適用する。

(18) 交付金の返還

ア 知事は、次に掲げる事項に該当するときは、期限を定めて、交付金返還命令書(別記第10号様式)により、その返還を命じる。

(ア) (17)の規定により、交付金の交付の決定を取り消した場合において、交付対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているとき。

(イ) (14)の規定により交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているとき。

イ ア(イ)の場合の返還期限は、当該命令のなされた日から20日(当該地方公共団体が当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難い場合は90日)以内とする。

(19) 消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還

ア (14)の規定に基づく交付金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額報告書(別記第11号様式)により速やかに知事に報告しなければならない。

イ 知事は、アの規定に基づく報告を受けた場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

ウ イの規定に基づく返還については、(18)イの規定を準用する。

(20) 違約加算金及び延滞金

ア 区市町村長は、(17)の規定により交付金の交付の決定の全部又は一部が取り消され、交付金の返還を命じられたときは、その命令に係る交付金の受領の

日から納付の日までの日数に応じ、当該交付金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

イ 区市町村長は、交付金の返還を命じた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

ウ ア及びイの規定にかかわらず、知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(21) 他の交付金等の一時停止

区市町村長が、交付金の返還を命じられたにもかかわらず当該交付金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき交付金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該交付金等と未納付額とを相殺するものとする。

(22) 軽微な変更

(3) に規定する交付対象事業に要する経費の配分及び内容の変更の軽微な変更については、実施要領第4(4)の規定を準用するものとする。

(23) その他

上記のほか、交付金の使用、交付対象事業の実施については、国交付要綱、実施要領及び東京都補助金等交付規則（昭和37年9月29日東京都規則第141号）の定めによるところとする。

(交付条件の追加)

第13 第12に定めるもののほか、知事が特に必要と認める場合は、新たに条件を付すことができる。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行し、平成30年度以降の交付金に適用する。

附 則

この要綱は、平成30年12月12日から施行し、平成30年度以降の交付金に適用する。